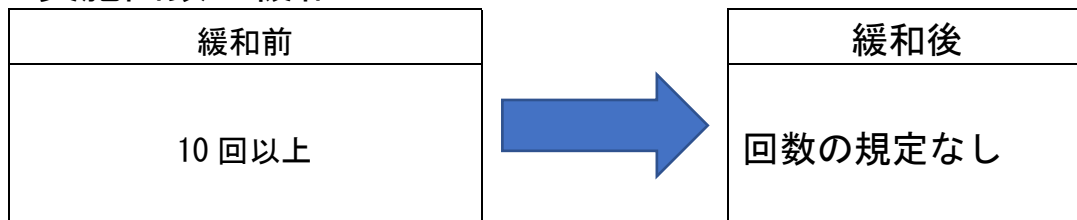
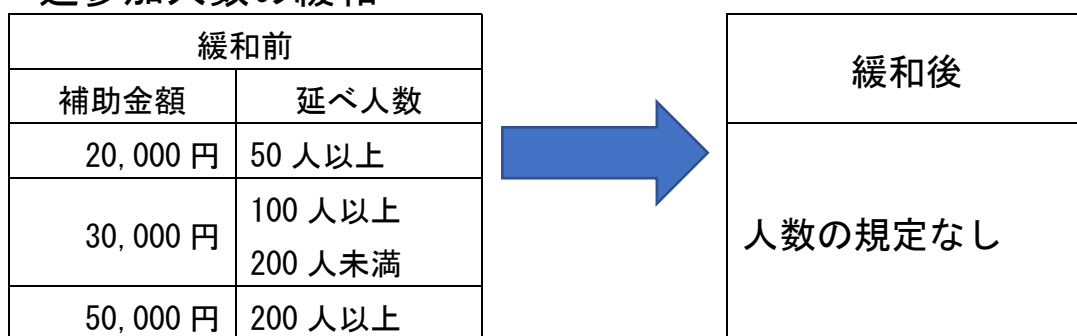


ふれあい・いきいきサロン事業補助金交付要綱の 条件緩和について

1 実施回数の緩和



2 延参加人数の緩和



3 補助金の返金

補助金の返金については、随時対応いたします。年度途中で、中止を決定した場合や予定より実施回数が少なく残金が生じた場合は、事務局で返金の手続きを行ってください。

- 【持物】 ・ 印鑑 ・ 残金
・ 事業報告兼決算書（領収証等のコピー添付）

例)

4 月に 50,000 円の補助金を受けた。2 月までのサロンで飲物等 45,000 円分を支出した。コロナの影響により、実施回数及び延べ人数ともに予定に満たず、実施回数は 7 回、延べ人数 120 人であった。

補助金	50,000 円
飲み物等の支出	45,000 円
残 金	5,000 円

事務局で 5,000 円の返金手続きを行ってください。